「新しい日常」の定着に向けた職員のための実践ガイドの改訂について(報告)

※主な改訂箇所は下線部分

口、相談室、飲食する場所

改訂前(令和4年4月27日版) 改訂後(令和4年6月9日版) 主な改訂のポイント 【表紙】 【表紙】 ○引き続き、基本的な感染 新型コロナウイルス感染症の 新型コロナウイルス感染症の 防止対策など、1~4の 拡大防止のため、以下の取組み 拡大防止のため、以下の取組み を徹底してください。 を継続してください。 取組みの継続実施をお願 基本的な感染防止策の徹底 基本的な感染防止対策 いするもの(変更点は以 2 職員の体調管理の継続 2 職員の体調管理 下のとおり) ・3は、本文の6に記載 3 通常時間外の勤務時におけ 3 会食時の感染防止策の徹底 4 通常時間外の勤務時におけ のため削除 る午後9時までの退庁 4 時差勤務の推奨(再任用短 る午後9時までの退庁徹底 5 時差勤務の推奨(再任用短 時間職員及び会計年度任用職 時間職員及び会計年度任用職 員を含む) 員を含む) ・6は、東京都のリバウ 6 重症化リスクの高い職員等 の在宅勤務の検討 ンド警戒期間が終了 詳細については、令和4年1 し、行動制限が解除さ 月21日付け事務連絡「「まん れたため削除 延防止等重点措置」適用に伴 う職員の感染症予防の取組み の徹底について」を参照して ください。 【1 勤務中における対策】 【1 勤務中における対策】 (1) 職員は、原則としてマスク (1) 職員は必ずマスクを着用す ○勤務中における対策等 ること。(マスクは顔にすき を着用すること。(マスクは は、国や東京都の現状の 間なくフィットさせて着用す 顔にすき間なくフィットさせ 運用に合わせて、原則、 ること。できれば品質の確か て着用すること。できれば品 マスクを着用するものと 質の確かな、不織布素材のも し、共用機器の消毒に関 な、不織布素材のものを使用 のを使用することが望まし することが望ましい。) ただ する記載を削除する等の し、屋外の場合は熱中症予防 い。) ただし、屋外におい 改訂をするもの (変更点 のため、人との距離が2m以 て、人との距離が2m以上と は以下のとおり) 上取れる場合はマスクを外し れる場合や、人との会話をせ ず、熱中症予防の観点から必 て良い。 要な場合は、マスクを外して ・*は、別に記載があり *電話中も外さない、更衣室で も外さないことに留意するこ 重複するため削除 良い。 *飲食や喫煙、歯みがきの際は 会話をせず、終了後、直ちに マスクを着用すること。 (2) 共用機器(電話機、ファッ ・(2)(4)は、保健所から (削除) クス、コピー機等) は定期的 の要請がなくなったた 及び適宜、消毒すること。 め、共用機器等の消毒 (5) 人と人との対面が想定され (4) 人と人との対面が想定され に関する記載を削除 る場所(執務スペース、窓 る場所(執務スペース、窓

口、相談室、飲食する場所

과 式並(△和4年4日 97 日版)	功計後 (全和 4年 6 日 0 日時)	主な改訂のポイント
改訂前(令和4年4月27日版)	改訂後(令和4年6月9日版)	土な以前のかイント
等)においては、対面者から の飛沫感染を防止するために	等)においては、対面者から の飛沫感染を防止するために	
アクリル板や透明ビニールカ	アクリル板や透明ビニールカ	
ーテン等を設置し遮断するこ	ーテン等を設置し遮断するこ	
と。各職場の状況に応じて、	と。	
アクリル板やカウンター、机		
等は、適宜消毒すること。	(-) A(A	(-) (-)
(7) 喫煙や歯みがきをする場面	(6) 飲食、喫煙、歯みがきをす	・(6)(7)は、飲食等の場
等において、人との距離が1	る場面等においては会話をし	面においてマスクを外
m以上取れない場合は、空い	<u>ないこと。</u>	しての会話をしないよ
た時間帯に利用するなど密な		う改訂
時間帯での利用は避けるこ		
	(1) 再十字《仕田》写时明《文	
(8) 更衣室の使用は短時間で済	(7) 更衣室の使用は短時間で済	
まし、マスクは外さず会話も	まし、マスクを外しての会話	
しないこと。人との距離が1 m以上取れない場合は入室し	<u>はしないこと。</u>	
m以上取れない場合は八重し ないこと。		
(11) 要援護者への出張や訪問	 (10) 要援護者の居住地等に出	・(10)(11)は、基本的な
は、双方の体調を確認のう	張や訪問をする場合は、双方	感染防止対策を行った
え、相手先の承認を得たうえ	の体調を確認のうえ、相手先	うえで、出張等を実施
で、感染に留意し実施するこ	の承認を得たうえで行い、基	するよう改訂
と。	本的な感染防止対策を行うこ	, 2 ¢) Q ll
<u> </u>	<u> </u>	
(12) 視察や出張は必要性を検	<u>。</u> (11) 視察や出張をする場合	
証し、できる限り自粛するこ	は、相手先の承認を得たうえ	
<u>E.</u>	で行い、基本的な感染防止対	
	策を行うこと。	
【6 その他】	【6 その他】	
(4) 手指や共用部分の消毒には	(4) <u>手指消毒等を行う際は、</u> 安	・(4)(5)は、共用部分等
安全対策課から配付された手	全対策課から配付された手指	の消毒に関する記載を
指消毒液、ペーパータオルを	消毒液、ペーパータオルを使	削除
使用すること。不足時は、庁	用すること。不足時は、庁舎	
舎内(市政センター含む)は	内(市政センター含む)は安	
安全対策課にて、庁舎外の施	全対策課にて、庁舎外の施設	
設は主管課で補充すること。	は主管課で補充すること。	
(5) 共用の機器(電話機、ファ	(削除)	
ックス、コピー機等)の消毒		
について、故障の原因となる		
ため、直接の噴霧や液晶への		
使用は不可とし、最低1日2回		
定期的にペーパータオルに薬		
剤をしみこませ拭くこと。		